

令和7年度版

保育士 就職準備金貸付制度のご案内

～ 保育士として就職する方を応援します! ～

保育士資格を有しながら、保育士として勤務していない方が、保育の仕事に就職しようとするとき、就職の準備に必要な費用を貸付する制度です。

対象者 以下の全てを満たす方

- 1 保育士資格取得後保育士登録し、1年以上経過している方
- 2 保育所等退職後1年以上経過している方、または勤務経験のない方
- 3 県内の保育所等(千葉市の施設を除く)に新たに勤務する方で、2年間引き続き業務に従事しようとする意思を有する方
- 4 県内の保育所等に保育士として週20時間以上勤務する予定の方

※結果として週20時間以上の勤務を満たさない場合には、返還対象となる場合があります



貸付金額及び対象経費

40万円以内 (1回限り)

貸付対象となる経費

- ・保育所等への就職によって転居が伴う場合の費用等
- ・保育所等で使用する被服費
- ・保育所等への復帰に当たり研修等を受けた際の研修費
- ・保育所等への通勤に要する自転車等の購入費
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際の費用
- ・子どもの預け先を探す際の活動費 など

返還免除

県内の保育所等で2年間継続して児童の保護等(保育等の業務)に従事した場合、貸付金の全額が返還免除となります。

※保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業 等

申込方法

- 千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください。
- 申し込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人が必要です。

※必要書類は「貸付制度の手引き」(下記ホームページに掲載)に記載しています。貸付申請時から返還免除(又は返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

よくある質問

Q1 通勤用自動車の購入は対象経費として認められますか。

A1 認められません。

Q2 就職後、給料をもらうまで生活が厳しいのですが、家賃等に充てられますか。

A2 生活費は貸付対象外となります。

詳しくは、「就職準備金の手引き」(令和7年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loanchildcare/reserveloan/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(保育担当)
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7572(受付時間:平日10:00~18:00)

